

# 平岡会計だより

2024.10 Vol. 178

発行元



税理士法人 平岡会計事務所

大阪府中央区天満橋京町1番26号

尼信天満橋ビル7階

TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

## <目次>

- 《税務》1兆円を超えたふるさと納税 どこが1位? ..... P 2
- 《特集》支払手形のサイトが11月から60日以内に ..... P 3
- 《労務》最低賃金改定 ..... P 4

## ～ 10月です。年末調整のご準備を!! ～

今年も早いもので残すところ3ヶ月ほどとなりました。そろそろ保険会社から各種控除証明書が届く頃と思います。今年の年末調整は、6月からスタートしました定額減税の年調版もあります。例年より一層複雑になっていますので早めの準備をお願いします。

年調減税で特に重要なのは6月に月次減税を行った際に確認した扶養人数の再確認です。6月時点と状況が変わっている従業員の方もおられると思います。また一定の収入以上のために配偶者控除の適用が受けられない方も、配偶者が専業主婦であっても定額減税は対象となります。その場合には年末調整に係る定額減税のための申告書が必要です。

年末調整についての各種申告書は、1部ずつしか送られてきません。既に国税庁のホームページからもダウンロードできますので、早めに手配してください。

平岡会計事務所では、[11月にお客様向けに年末調整についての勉強会を開催する予定](#)にしています。詳細につきましては、今月配信のメルマガをご覧ください。また、メルマガでは税務情報以外にも補助金情報などお得な情報をお届けしていますので、未だ登録されておられない方はこの機会に是非ご登録をお願いいたします。



# 1兆円を超えたふるさと納税 どの団体が1位？

総務省が公表した調査結果によれば、令和5年度のふるさと納税の受入額が前年度と比べて約1.2倍の約1兆1,175億円となり、ふるさと納税導入後、はじめて1兆円を突破しました。

## 1. ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、国から指定を受けた地方公共団体(以下、団体)に対して個人が行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除(上限あり)する制度です。令和6年度の住民税を計算する上で「ふるさと納税」を適用した人の数は、上記調査結果では約1,000万人となりました。

## 2. 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申し出ること、確定申告をすることなく同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記調査結果の5割を超える約536万人が適用しています。

## 3. 受入額が最も多い団体

令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い上位5団体は、次のとおりです。ふるさと納税の返礼品サイトを利用された経験のある方でしたら、お馴染みの団体名ではないでしょうか。



	団体名	受入額(百万円)	受入件数(件)
1	宮崎県都城市	19,384	1,012,796
2	北海道紋別市	19,213	1,243,201
3	大阪府泉佐野市	17,514	1,174,877
4	北海道白糠町	16,778	1,074,349
5	北海道別海町	13,903	923,046

## 4. 市町村民税控除額が最も多い団体

他方、令和6年度における住民税の課税で、市町村民税控除額が多い上位5団体は、次のとおりです。

	団体名	市町村民税控除額(百万円)	控除適用人数(人)
1	神奈川県横浜市	30,467	439,267
2	愛知県名古屋市	17,654	255,163
3	大阪府大阪市	16,655	279,922
4	神奈川県川崎市	13,578	207,616
5	東京都世田谷区	11,028	146,812

適用額が多いほど、住民税の流出が多いことを意味します。上位20団体のうち、市町村民税控除額を控除適用者数で割った1人当たりの平均額を計算したところ、11位の東京都港区が約15万円と、上記1位の神奈川県横浜市の約7万円の2倍を超える控除額でした。なお、令和6年4月で指定取消の満了を迎えた兵庫県洲本市は、令和6年度中の復帰は困難であり、適切な時期に判断する旨が同市のホームページに掲載されていました。団体指定は、10月から切り替わります。

(作成:安武正己)



# 支払手形のサイトが11月から60日以内に

換金できるまでの期間が長い手形は、受け取った事業者の資金繰りを圧迫します。商慣習上、下請代金の支払いでよく利用される手形ですが、受け取る下請事業者の保護のために指導基準が設けられています。この基準が**11月1日より変更**となります。

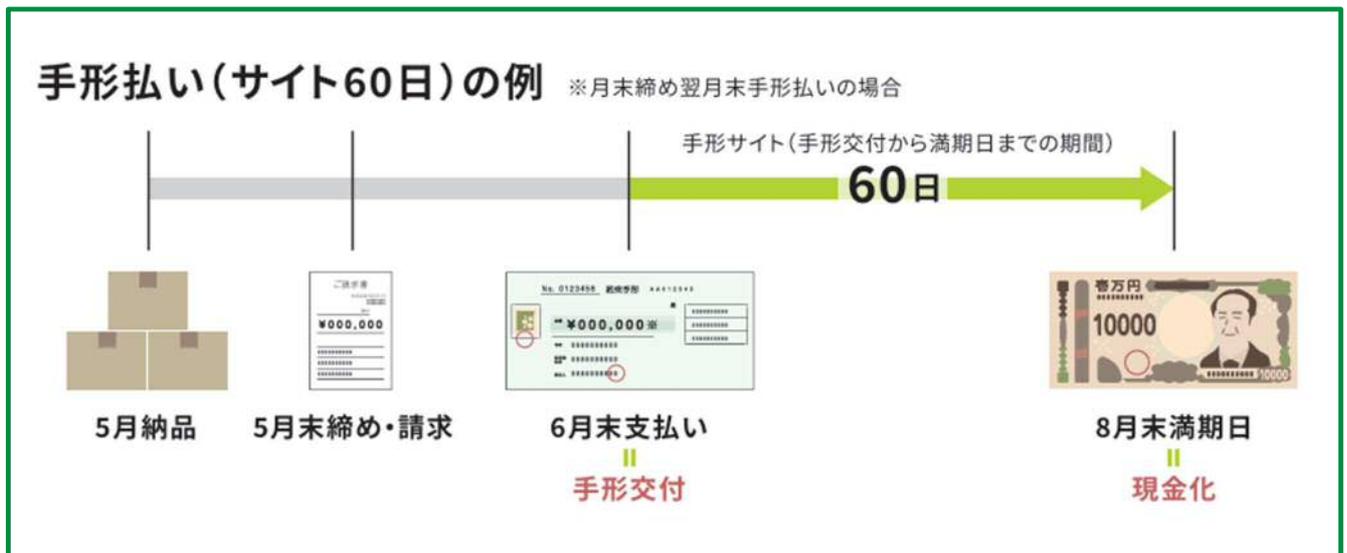


## ▶ 手形等のサイト及び基準変更の概要

サイトとは手形等の交付日から満期日までの期間を指します。これまで、下請法の対象となる取引の支払い手段として交付した手形や電子記録債権等について、そのサイトが一定期間を超える場合は、「割引困難な手形」等に該当する恐れがあるものとして指導の対象となっていました。こうした長期の手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることを踏まえ、公正取引委員会が基準の見直しを公表しました。

## ▶ 新たな指導基準

行政指導の対象となるのは、現行ルールにおいて繊維業では90日、その他の業種は120日を超える手形等の交付です。金融情勢を勘案した今回の変更では、**令和6年11月1日以降に発行(振出)される手形については、業種を問わず期間が60日**となります。また、下請法の対象とならない取引についてもサプライチェーン全体でサイトの短縮に努め、取引先の資金繰りへの影響に配慮するよう求めています。



参照：経済産業省 HP<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html> より

## ▶ 約束手形の廃止

政府は2026年を目途に、紙の約束手形及び小切手の利用を廃止することを目標に掲げています。こちらも、特に中小・小規模事業者には直接影響を及ぼす動向です。多くの手間やコスト、紛失リスクが無くなり、資金繰りの改善が期待されます。約束手形の代替手段として、インターネットバンキングによる銀行振り込みや、でんさいによる支払いが推奨されていますが、これらに移行するには、支払側だけではなく受取側もデジタル化の対応が不可避となります。

導入にはIT導入補助金やものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等の制度が活用できる場合もありますので、あわせてご検討ください。

(作成:大宮一将)



## ～ 最低賃金改定 ～

令和6年度の地域別最低賃金の全国平均の時給は**1,055円**となりました。平均の引き上げ額は過去最大の51円、10月1日から適用されますので必ずチェックしましょう。



### ●最低賃金の種類

最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。「特定(産業別)最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。なお、両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### ●最低賃金との比較方法

1. 時間給制の場合 時間給  $\geq$  最低賃金額
2. 日給制の場合 日給  $\div$  1日の平均所定労働時間数  $\geq$  最低賃金額
3. 月給制の場合 月給  $\div$  1年間における1か月平均所定労働時間数  $\geq$  最低賃金額
4. 出来高給(請負給)の場合 賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額  $\div$  その期間に出来高制によって労働した総労働時間  $\geq$  最低賃金額
5. 上記の1～4が混在 各賃金の1時間あたりを算出し合計した額  $\geq$  最低賃金額

### ●最低賃金に含まない賃金

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。

[最低賃金制度 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)



※最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者は、50万円以下の罰金に処せられることがあります(最低賃金法第40条)。

(作成:平野順子)



なぜ働いていると本が読めなくなるのか

三宅香帆



## 『なぜ働いていると本が読めなくなるのか』

著者：三宅香帆 発行：集英社

「大人になってから、読書を楽しめなくなった」「仕事に追われて、趣味が楽しめない」「疲れていると、スマホを見て時間をつぶしてしまう」このような悩みを抱えている人は少なくないのではないのでしょうか。

この本では労働と読書の関係と、それを両立するための提言が述べられています。

スマートフォンの普及に伴い情報の取捨選択が容易になった現代で、新しい情報のインプットはかなり体力を使うものです。日常のすべてに全力でぶつかり、疲れた体で半ば義務のように読書していないのでしょうか。仕事や読書の中でも、偶然の出会いや新たな発見を楽しむことができるような付き合い方を考えていきたいものです。

### ー編集後記ー

「スポーツの秋」という言葉をよく耳にしますが、これは1964年の東京オリンピックの開会式が10月10日であったことを起源とされているようです。最近では8月開催が基本となっているので、意外に感じますね。開催から2年後、「国民がスポーツに親しみ、心身の健康を培う」という目的で「体育の日」として国民の祝日に制定されています。

近年は残暑が厳しく屋外での活動は少し気が重いですが、無理のない範囲で身体を動かして運動を楽しみましょう。(大宮一将)